

神戸県民センター河川及び砂防ひょうごアドプト 実施要領

第1条 目的

この要領は、神戸県民センター神戸土木事務所が所管する河川及び砂防施設においての県民とのパートナーシップによる維持管理（以下「アドプト」という。）を円滑に実施するために定める。

第2条 支援対象となる活動

支援対象とする活動は、以下の内容とする。

- ①清掃・美化
- ②除草、草刈り
- ③伐採、間伐（砂防ひょうごアドプトのみ）
- ④植樹（砂防ひょうごアドプトのみ）

第3条 対象施設及び活動区域

- ① 活動の対象は、神戸市内の県管理河川及び砂防施設を対象とし、市に管理権限を委譲する予定の河川については県の管理する期間について適用する。
- ② 活動区域は、活動者の安全確保を第一義とし危険な区域での活動は認めない。

第4条 支援内容

県は活動団体に対し、以下の内容を支援する。

- ①活動に必要な用具の提供（別添1のとおり）
- ②保険の加入（別添2のとおり）
- ③アドプト看板の設置（別添3のとおり）

第5条 アドプトへの参加申込

アドプトへの参加を希望する団体は、「ひょうごアドプト実施申込書（様式1）」（以下「申込書」という。）を市に提出するものとする。

第6条 合意書の締結

県は、申込書内容及び活動団体の要件を確認したときは、速やかに市及び当該活動団体と合意書を締結する。

第7条 活動団体の提出書類

活動団体は、活動を実施しようとする前年度末までに「活動団体構成者名簿（様式5）」、「用具類提供願（様式2）」を市に提出するほか、実施年度の年度末までに「活動実績報告書（様式3）」を提出するものとする。

第8条 合意書の解除

活動団体が「ひょうごアドプト解除申出書（様式4）」を県に提出したとき、又は、基本要綱第3条の要件にあたる団体であることが発覚したとき、活動団体が合意書の内容を履行しないときは、自動的に合意書を解除することとする。

第9条 ゴミ等の処分

活動団体は、清掃美化活動により、回収したゴミ等については、市の分別及び収集方法に従うものとする。

第10条 異常の報告

活動団体は、活動中に対象区域内の公共物に異常を発見したときは、速やかに県に報告するものとする。

第11条 管理上必要な措置

県は、公共物の管理上必要な場合は、活動団体の活動を指導し、所要の必要な措置をおこなうことができるものとする。

第12条 その他

第6条に基づき県、市、活動団体の3者での合意締結を行うこととしており、市は各区が窓口となっているが、やむを得ず市(区)の合意が得られない場合は、県の判断により県と活動団体の間で合意を締結することができる。

この場合、第5条、第7条の書面の提出は県に行うものとする。

付則

- 1 平成22年4月1日から施行している神戸県民センター河川ひょうごアドプト実施要領は、廃止する。
- 2 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年10月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和6年3月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和7年4月21日から施行する。
- 6 この要領は、令和8年3月18日から施行する。

●提供品について

① 活動団体に提供可能な用品は、以下のものとする。

	提 供 品
用 具 類	ゴム手袋、ほうき、ちりとり、金ばさみ、くまで、鎌、草刈り機（替え刃・燃料を含む）、ショベル、鍬、剪定ばさみ、バケツ、ポリタンク、のこぎり、木槌
資 材 類	苗木、肥料、支柱
安全器具類	ヘルメット、墜落制止用器具
草 刈 機	ラジコン草刈り機レンタルに係る協定書に基づき、神戸市農政公社所有のW-1(RJ705)、W-2(クロスリッパ)、W-3(AJK600)、W-4(RCSP53)、W-S(RCSP853A)、F-1(RJ705)、F-2(RCHR800)、F-S(RCSP853A)を貸出

※別途、河川愛護活動等にかかる県からの支援用品類にかかるものは除く。

※六甲山系グリーンベルト整備事業区域における活動に必要な資材については、別途協議することとする。

※資材類は、砂防ひょうごアダプトのみ提供する。

※草刈り機の燃料のうち、「ガソリン」は対象外とする。（「ラジコン草刈り機レンタルに係る協定書」の対象機種（W-1、W-2、W-3、F-1、F-2）の燃料）

② 上記に記載しているものでも、他の活動団体との公平性、県の予算状況、入手困難などの状況により提供できない場合がある。

③ 用品は、現物の提供を原則とするが、現物による提供が不適當なものについてはこの限りではない。

④ 合意書を解除したときは、活動団体は速やかに貸与している用品の返却をすること。

●保険の加入

① 活動団体の構成員が、活動中に事故にあった場合、又は、誤って第三者に損害を与えた場合に補償を受けられるよう、希望する団体を対象に県は活動団体の構成員を被保険者とした保険に加入する。

② 加入する保険の種類、条件は以下のとおりとする。

保険の種類：ボランティア活動保険

保険の期間：1年間（4月1日から翌年3月31日）

保険の対象：保険の対象は、活動中の賠償事故、傷害事故の他に以下の事故を担保するものとする。

- ・活動場所と自宅との往復途上の賠償事故、傷害事故
- ・活動中の熱中症、草刈り機を使用中の事故

保険金額： 死亡・後遺障害 500万円

入院保険金（日額） 3,000円

通院保険金（日額） 2,000円

賠償 1事故3億円

（対人・対物共通、免責金額はなし）

③ 保険の加入手続きは、土木事務所において行う。

④ 保険を適用する場合には、土木事務所から保険会社等へ事故の報告を行うこととする。

⑤ 保険金の請求に係る手続き等は、活動団体が行うものとする。

●アドプト看板の設置

①アドプト看板は、希望する活動団体を対象に1団体、1箇所設置することとする。

②アドプト看板の規格・寸法等は、以下のとおりとする。

材 質：アルポリ板（厚さ：3mm）

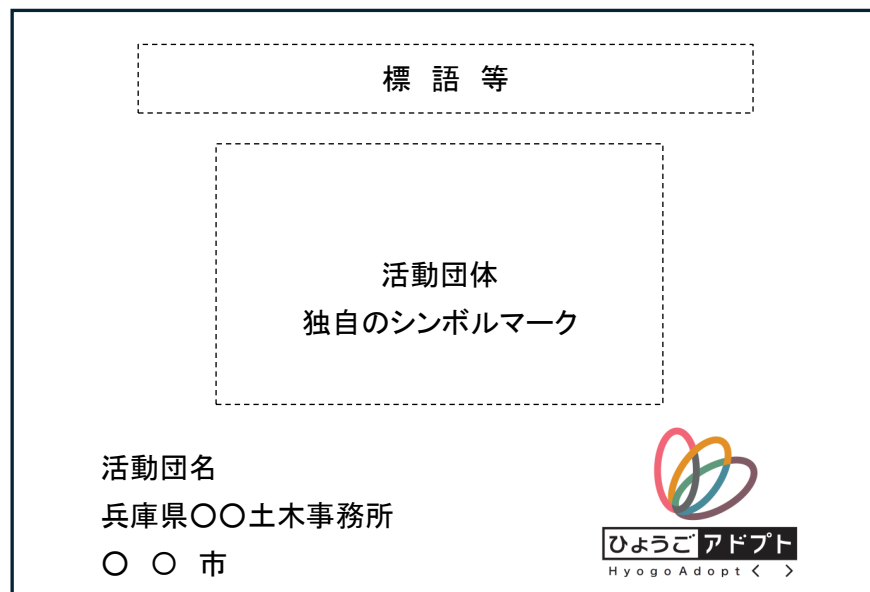
寸 法：A3判（297mm×420mm）以下

記載事項：活動団体名、事務所名、協力市町名、アドプト共通ロゴ・マーク、
標語等や独自のシンボルマーク（会社のマークも可）

アドプト共通ロゴ・マーク：



（アドプト看板の例）



③アドプト看板の設置にあたっては、管理上支障にならないよう現地の状況を踏まえて、設置場所及び設置方法を活動団体と話し合いにより決定し設置することとする。

④合意書を解除したときは、速やかに設置したアドプト看板を撤去すること。